

第103号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

芦屋市長 山中 健

記

1 相手方

2 事故の概要

平成25年2月20日、市立芦屋病院において実施した下腿の固定を必要とする手術時に、下腿支持器に脚を固定した状態が長時間に亘ったことに起因する下腿前部の筋区画の内圧上昇による循環障害が起これり、左足首に運動機能障害が残る合併症が生じたもの。

3 損害賠償額 金14,078,073円

参 照

損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

平成25年2月20日、市立芦屋病院において実施した下腿の固定を必要とする手術時に、下腿支持器に脚を固定した状態が長時間に亘ったことに起因する下腿前部の筋区画の内圧上昇による循環障害が起こり、左足首に運動機能障害が残る合併症が生じたもの。

※ 筋区画とは、骨、筋膜、骨間膜に囲まれている区画をいう。下腿には前部、外側、深後部、浅後部の4つの筋区画がある。

2 損害賠償額 金14,078,073円

内訳

(1) 入通院費等	金214,450円
(2) 慰謝料	金4,663,800円
(3) 休業損害, 逸失利益	金8,139,961円
(4) 装具費用等	金1,059,862円

3 損害賠償金の補填

損害賠償金は、全額が保険会社から補填される。